

公 告

令和8年6月29日

防衛省陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 西森 英二

陸上自衛隊高知駐屯地における委託売店（物品販売（コンビニエンスストア）及びクリーニング取次店）の設置及び経営に関する業者の募集について

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する陸上自衛隊高知駐屯地において、委託売店（物品販売（コンビニエンスストア）及びクリーニング取次店）を設置し、経営を行う業者について次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置業種及び店舗数

- (1) 委託売店（物品販売（コンビニエンスストア） 1店舗
- (2) クリーニング取次店 1店舗

4 設置及び経営の場所

厚生センター1階

5 設置期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日

6 公告期間

令和8年7月21日（火）午前10時から令和8年8月4日（火）午後5時まで

7 募集要領等の配布

(1) 期 間

令和8年7月21日（火）午前10時から令和8年8月4日（火）午後5時まで
（土日・祝日を除く。）

(2) 場 所

〒781-5495 高知県香南市香我美町上分3390番地
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生班長、厚生係）
TEL 0887-56-3471（内線328）

(3) その他

募集要領等は、公告期間中に限り中部方面会計隊ホームページに掲載し、駐屯地業務隊厚生科厚生班で手交及び電子メールにより配布します。

8 業者説明会

- (1) 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。
- (2) 日 時：令和8年8月6日（木）午前10時～午前12時
- (3) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地 厚生センター2階（談話室）
- (4) 内 容：募集要領、仕様書、その他の必要事項等について説明します。
- (5) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ印不可）、筆記具
- (6) 参加希望者

ア 募集要領中別紙第1「業者説明会参加申込書（FAX用紙等）」にて、お申し込みください。

イ 参加人員は各業者2名以内

ウ 連絡先

(ア) 陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生班長、厚生係）

(イ) TEL 0887-56-3471（内線328）

(ウ) FAX 0887-56-3475（内線329）

(エ) e-mail koutigsvc2ma@inet.gsdf.mod.go.jp

9 選考方法

提出された企画提案書等に基づき採点による書類選考、審査を実施し、業者を決定します。

10 選考結果

決定業者に、直接通知致します。

11 その他

細部の内容は、募集要領によります。

募 集 要 領

(高知駐屯地における物品販売(コンビニエンスストア)・クリーニング取次店の募集)

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

募集要領

1 概 要

高知県香南市香我美町上分 3 3 9 0 番地に所在する陸上自衛隊高知駐屯地において、駐屯地隊員及び隊員家族等の利便性を確保するため、委託売店（物品販売（コンビニエンスストア）及びクリーニング取次店）の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集し、公募要領の透明性、公平性の確保に努める。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

高知県香南市香我美町上分 3 3 9 0 番地
陸上自衛隊高知駐屯地

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可による。

(2) 設置業種及び店舗数

設置施設における設置業種及び店舗数は次表のとおり。

大区分	中区分	小区分	場所
売店 (1店舗)	物品販売 (コンビニエンスストア)	飲食料品、生活日用品、事務用品等	厚生センター 1階
売店 (1店舗)	クリーニング	クリーニング取次	厚生センター 1階

(3) その他

別冊第2「仕様書」のとおり。

5 業者説明会

- (1) 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。
- (2) 日 時：令和8年8月6日（木）午前10時～午前12時
- (3) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地 厚生センター2階（談話室）
- (4) 内 容：募集要領及び仕様書、その他必要事項についての説明
- (5) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ印不可）、筆記具
- (6) 参加希望者

ア 参加人員は各業者2名以内

イ 令和8年8月4日（火）午後5時までに、別紙第1「業者説明会参加申込書（FAX用等）」を提出又はメールを送信

ウ 提出等先

- (ア) 陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生班長、厚生係）
- (イ) TEL 0887-56-3471（内線328）
- (ウ) FAX 0887-56-3475（内線329）
- (エ) Email koutigsvc2ma@inet.gsdf.mod.go.jp

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおりの提出書類を期日までに提出してください。

（郵送可）なお、提出された書類は返却できないことをご承知おきください。

また、記入要領については、募集要領に従い作成していただきますようお願いいたします。

ア 提出書類

- (ア) 別紙第2-1「申請書（物品販売（コンビニエンスストア））」1部
- (イ) 別紙第3-1～別紙第3-3「企画提案書（物品販売（コンビニエンスストア））」13部（選考員用含む）

次の各項目について、必ず記載又は資料を添付してください。

a サービス内容

別紙第5-1「主な販売予定品目・販売価格表（物品販売（コンビニエンスストア））」

b 商品の供給体制

c 営業日及び営業時間等

d 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード等の対応）

- e ポイントカードの導入、付加サービスの有無
 - f 対応するサービスの種類
 - A T M、公共サービス対応コピー機、F A X、公共料金支払、郵便ポスト等
 - g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - h 従業員管理（身元・健康管理等）及び人員配置
 - i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - j 衛生管理方法及び過去3年間の衛生管理に関する行政処分履歴、行政処分を受けている場合には、その際の対応要領
 - k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - l 防衛省における営業方針
 - 隊員が利用する際の利点、市中店舗や他駐屯地店に比しての優位性
 - m 防衛省内に設置する店舗の営業体制、計数的事業計画等
 - 1日当たりの目標利用者数、売上金額、人件費を記載し、過去2年間の収支状況を必ず添付すること。
 - n 別紙第6-1「店舗レイアウト図等（平面図）（（物品販売（コンビニエンスストア））」
 - o 別紙第7-1「店舗イメージ図（物品販売（コンビニエンスストア）」
 - 外観、内部等（ベーカリーコーナー、お弁当コーナー等）の提案を含む。
 - p その他のアピールポイント（取扱商品、イベントセール、高知駐屯地等での表彰歴等）
- (ウ) 別紙第2-2「申請書（クリーニング取次店）」1部
- (エ) 別紙第4-1～別紙第4-3「企画提案書」（クリーニング取次店）13部（選考員用含む）
- 次の各項目について、必ず記載又は資料を添付してください。
- a サービス内容
 - 別紙第5-2「主なサービス予定内容・料金表（クリーニング取次店）」
 - b 依頼を受けた衣類等のクリーニング取次体制
 - c 営業日及び営業時間等
 - d 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード等の対応）
 - e ポイントカードの導入、付加サービスの有無
 - f 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - g 従業員管理（身元・健康管理等）及び人員配置
 - h 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - i 衛生管理方法及び過去3年間の衛生管理に関する行政処分履歴
 - 行政処分を受けている場合には、その際の対応要領
 - j クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - k 防衛省における営業方針
 - 隊員が利用する際の利点、市中店舗や他駐屯地店に比しての優位性
 - l 防衛省内に設置する店舗の営業体制、計数的事業計画等
 - 1日当たりの目標利用者数、売上金額、人件費を記載し、過去2年間の収支状況を必ず添付すること。

- m 別紙第6-2「店舗レイアウト図等（平面図）（クリーニング取次店）」
- n 別紙第7-2「店舗イメージ図（クリーニング取次店）」外観、内部等の提案を含む。
- o その他のアピールポイント（仕上がり日数、高知駐屯地等での表彰歴等）
- (ウ) 企画提案書付属書類13部（選考員用含む）
販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）
- (カ) その他関係書類各1部
公募に参加する業者の方に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出してください。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず失格とします。なお、その場合には、提出された書類は返却されません。）
- a 業務確約書
 - (a) 別紙第8-1「業務確約書」（物品販売（コンビニエンスストア））
 - (b) 別紙第8-2「業務確約書」（クリーニング取次店）
- b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後3ヶ月以内のものに限ります。
- c 会社概要、営業経歴書等
任意様式で、会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（設立年月日、営業年数、自衛隊での営業年数等）、資本金、役員・従業員数、売上高等の概要、営業品目、営業所数・所在地等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可とする。
- d 財務諸表
 - (a) 個人
直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - (a) 個人
その3の2
 - (b) 法人
その3の3
 - (c) その他
発行後3ヶ月以内のものに限ります。
- f 印鑑証明書
発行後3ヶ月以内のものに限ります。
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
許可を必要とする業種のみ添付
- h 別紙第9「誓約書」
- i 別紙第10「役員名簿」

(注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、d及びeに定める書類に代えることができます。

イ 提出先

(ア) 〒781-5495 高知県香南市香我美町上分3390番地
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班(厚生班長、厚生係)

(イ) TEL 0887-56-3471(内線328)

(ウ) FAX 0887-56-3475(内線329)

ウ 書類等提出期限

令和8年8月24日(月)午後5時(必着)

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 防衛省又は防衛省共済組合に支払う国有財産使用料又は管理手数料及び光熱水料の支払遅延がある場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正等の禁止

原則として、提出後の書類変更(修正、差替、削除、追加)を禁止します。

(4) その他

企画提案書に記載された営業時間及び販売品目等は必ず実行していただきますので、実行可能な営業時間等を記載してください。

なお、隊員不在等により売上が見込まれない等の理由で時間短縮営業を予定している場合には、その旨を詳細に記載してください。 (「状況により時間変更する」といった曖昧な表現は禁止します。)

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定します。

(1) 決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の業者を候補者とします。

(2) 必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合がありますが、その日程等については別途通知します。

(3) 企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定します。

(4) 審査員名及び審査内容は公開しないものとし、審査結果について異議申立はできないものとしします。

8 決定日等

(1) 期 日

令和8年10月9日(金)

(2) 通 知

決定後速やかに文書にて、決定委託業者に直接通知します。

9 業者決定後の提出書類

設置及び経営の業者として決定された者は、以下の書類を提出期限までに提出すること。（郵送可）

(1) 提出書類

別紙第 1 1 「国有財産一時使用申請書」 3 部

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

令和 8 年 1 1 月 2 7 日（金）午後 5 時まで（必着）

（注）提出期限を過ぎた場合は、業者決定を取消させていただきますのでご注意ください。

なお、郵送の場合は、提出期限内の消印があれば有効としますが、記載事項、内容等を満たしていなかった場合は受理することができませんのでご了承ください。

10 現地調整等

(1) 日 時：別途調整

(2) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地

(3) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ印不可）、筆記具

業者説明会参加申込書（FAX用等）

下記の事項を記入して提出または口頭で連絡してください。

会社等の名称	
--------	--

開催場所	参加人数	移動手段	車両の有無	車種及び車番
高知駐屯地				車種： 車番：

番号	氏 名	年 齢	連絡先（携帯電話番号等）
1			
2			

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 殿

〒
本社（店）所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
フリガナ
担当者氏名：

電 話：

F A X：

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する高知駐屯地において、物品販売（コンビニエンスストア）を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

大区分	中区分	小区分

- ※1 募集要領第4項第2号に基づき記載してください。
※2 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 殿

〒
本社（店）所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
フリガナ
担当者氏名：

電 話：

F A X：

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する高知駐屯地において、クリーニング取次店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

業 種	場 所

- ※1 募集要領第4項第2号に基づき記載してください。
※2 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（物品販売（コンビニエンスストア））

会 社 名：

1-1 サービス内容 別紙第5-1「主な販売予定品目・販売価格表（物品販売（コンビニエンスストア））」
1-2 商品供給体制
2 営業日及び営業時間等 (1) 平 日 営業時間： (2) 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間： (3) 休日等 (4) 営業日、営業時間を変更する条件を全て記載（演習期間、参加人員数等）
3 精算方法及び種類 レジ（現金）、券売機、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード等の対応（200字以内）
4 ポイントカードの導入、ポイント付加サービスの有無（200字以内）
5 災害発生時の会社及び出店店舗の対応（200字以内）

※ 様式変更可

6	従業員の管理（身元・健康管理等）及び人員配置（200字以内）
7	省エネ・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
8	衛生管理方法及び過去3年間の衛生管理に関する行政処分履歴 行政処分を受けている場合には、その際の対応要領（200字以内）
9	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 （200字以内）

※ 様式変更可

1 0	防衛省における営業方針 隊員が利用する際の利点、市中店舗や他駐屯地店に比しての優位性 (200文字以内)
1 1	防衛省内に設置する店舗の営業体制、計数的事業計画等 1日当たりの目標利用者数、売上金額、人件費を記載し、過去2年間の収支 状況を必ず添付すること。(200字以内)
1 2	店舗レイアウト 外観、内部等(ベーカリーコーナー、お弁当コーナー等)の提案を含む。 別紙第6-1「店舗レイアウト図等(平面図) ((物品販売(コンビニエ ンスストア)))」 別紙第7-1「店舗イメージ図(物品販売(コンビニエンスストア))」
1 3	その他アピールポイント(取扱商品、イベントセール、高知駐屯地等での 表彰歴等) (200字以内)

※ 様式変更可

企画提案書（クリーニング取次店）

会 社 名：

1 - 1	サービス内容 別紙第 5 - 2 「主なサービス予定内容・料金表」
1 - 2	依頼を受けた衣類等のクリーニング取次体制
2	営業日及び営業時間等 (1) 平 日 営業時間： (2) 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間： (3) 休日等 (4) 営業日、営業時間を変更する条件を全て記載（演習期間、参加人員数等）
3	精算方法及び種類 レジ（現金）、券売機、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード等の対応（200字以内）
4	ポイントカードの導入、ポイント付加サービスの有無（200字以内）
5	災害発生時の会社及び出店店舗の対応（200字以内）

※ 様式変更可

6 従業員の管理（身元・健康管理等）及び人員配置（200字以内）
7 省エネ・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
8 衛生管理方法及び過去3年間の衛生管理に関する行政処分履歴 行政処分を受けている場合には、その際の対応要領（200字以内）
9 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 （200字以内）

※ 様式変更可

10	防衛省における営業方針 隊員が利用する際の利点、市中店舗や他駐屯地店に比しての優位性 (200文字以内)
11	防衛省内に設置する店舗の営業体制、計数的事業計画等 1日当たりの目標利用者数、売上金額、人件費を記載し、過去2年間の収支 状況を必ず添付すること。(200字以内)
12	店舗レイアウト 外観、内部等の提案を含む。 別紙第6－2「店舗レイアウト図等(平面図)(クリーニング取次店)」 別紙第7－2「店舗イメージ図(クリーニング取次店)」
13	その他アピールポイント(仕上がり日数、高知駐屯地等での表彰歴等) (200字以内)

※ 様式変更可

主な販売予定品目・販売価格表（物品販売（コンビニエンスストア））

[illegible]

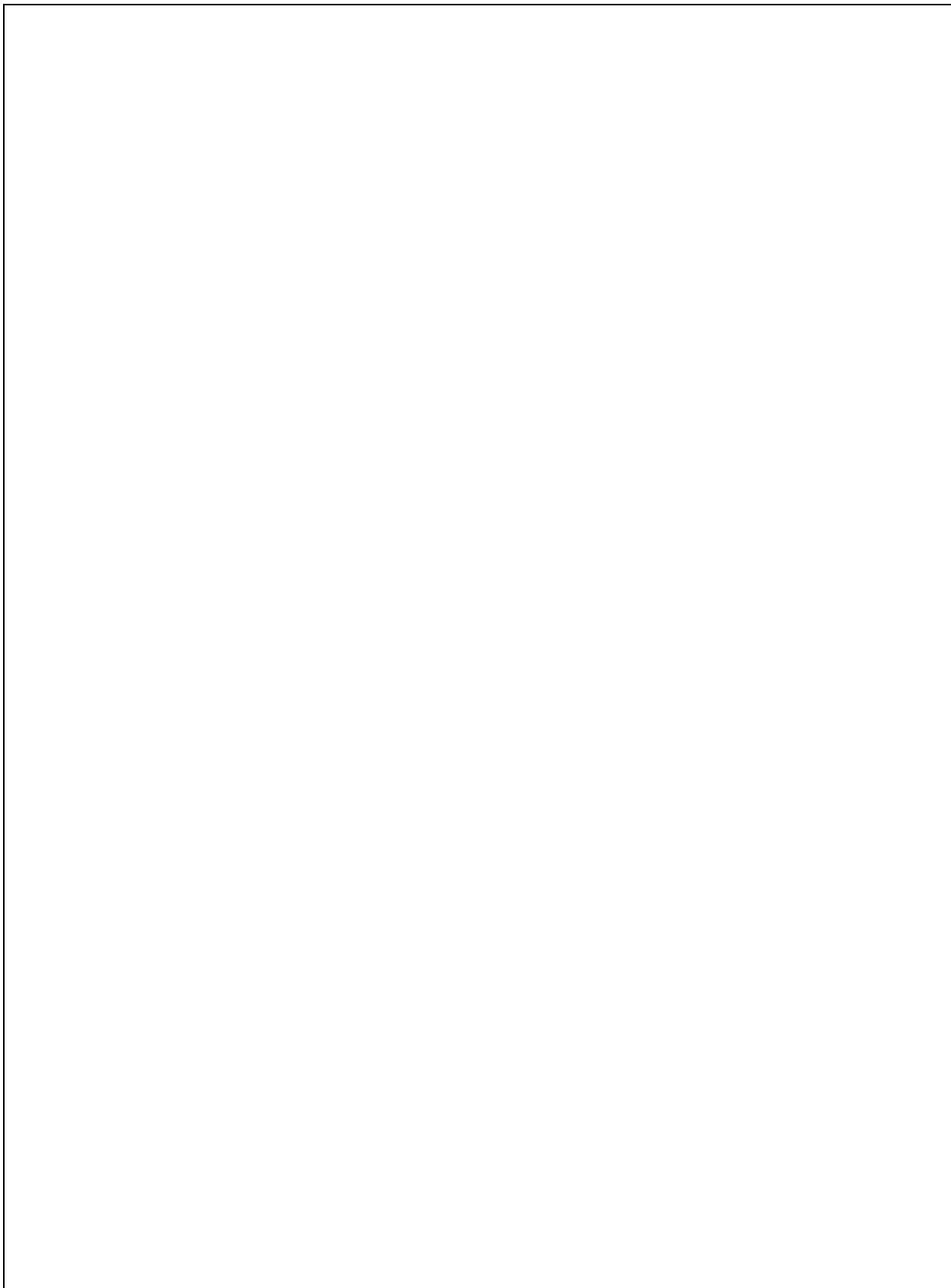
※ 様式変更可

主なサービス予定内容・料金表（クリーニング取次店）

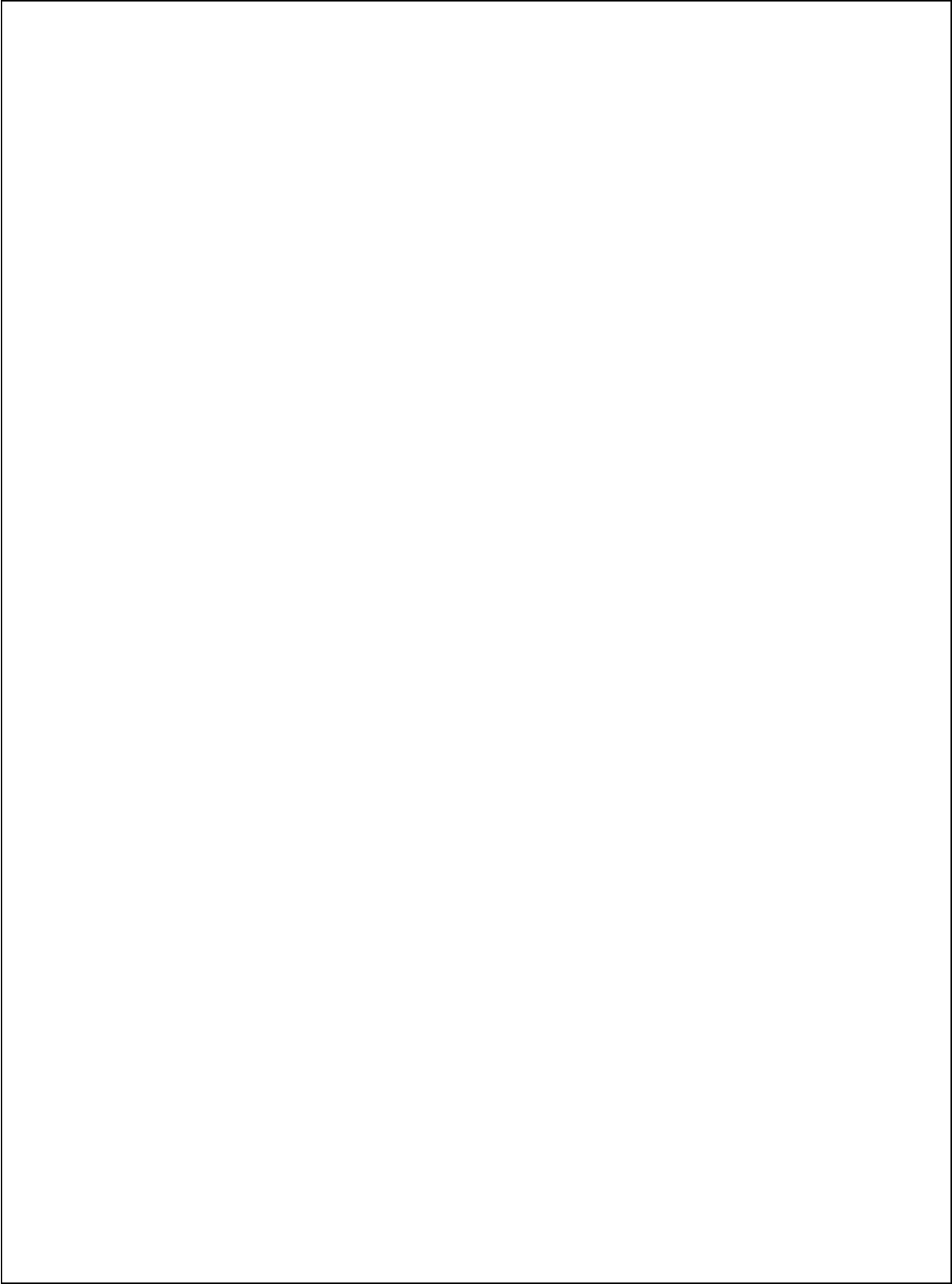
[illegible]

※ 様式変更可

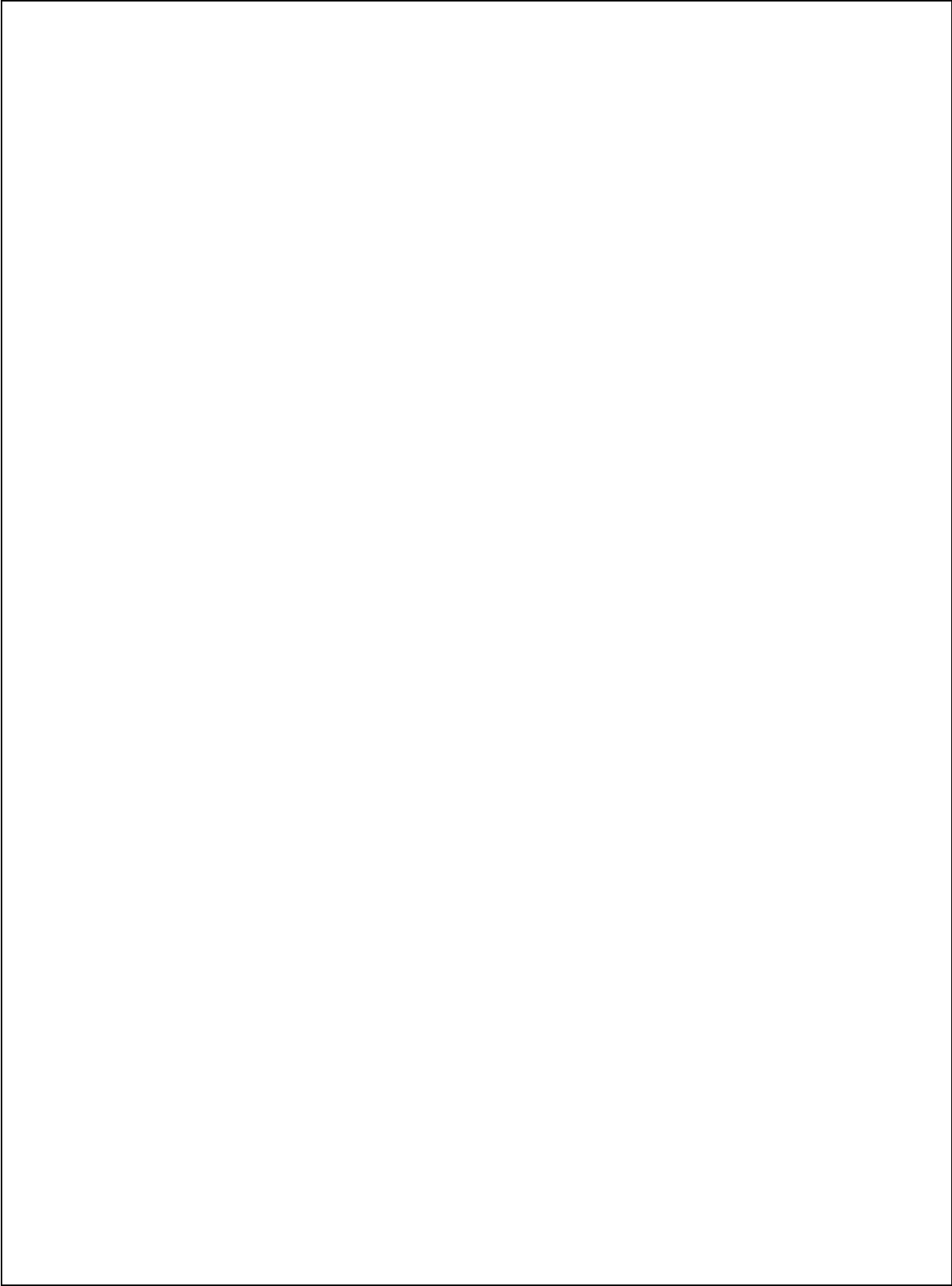
店舗レイアウト図等（平面図）（（物品販売（コンビニエンスストア））



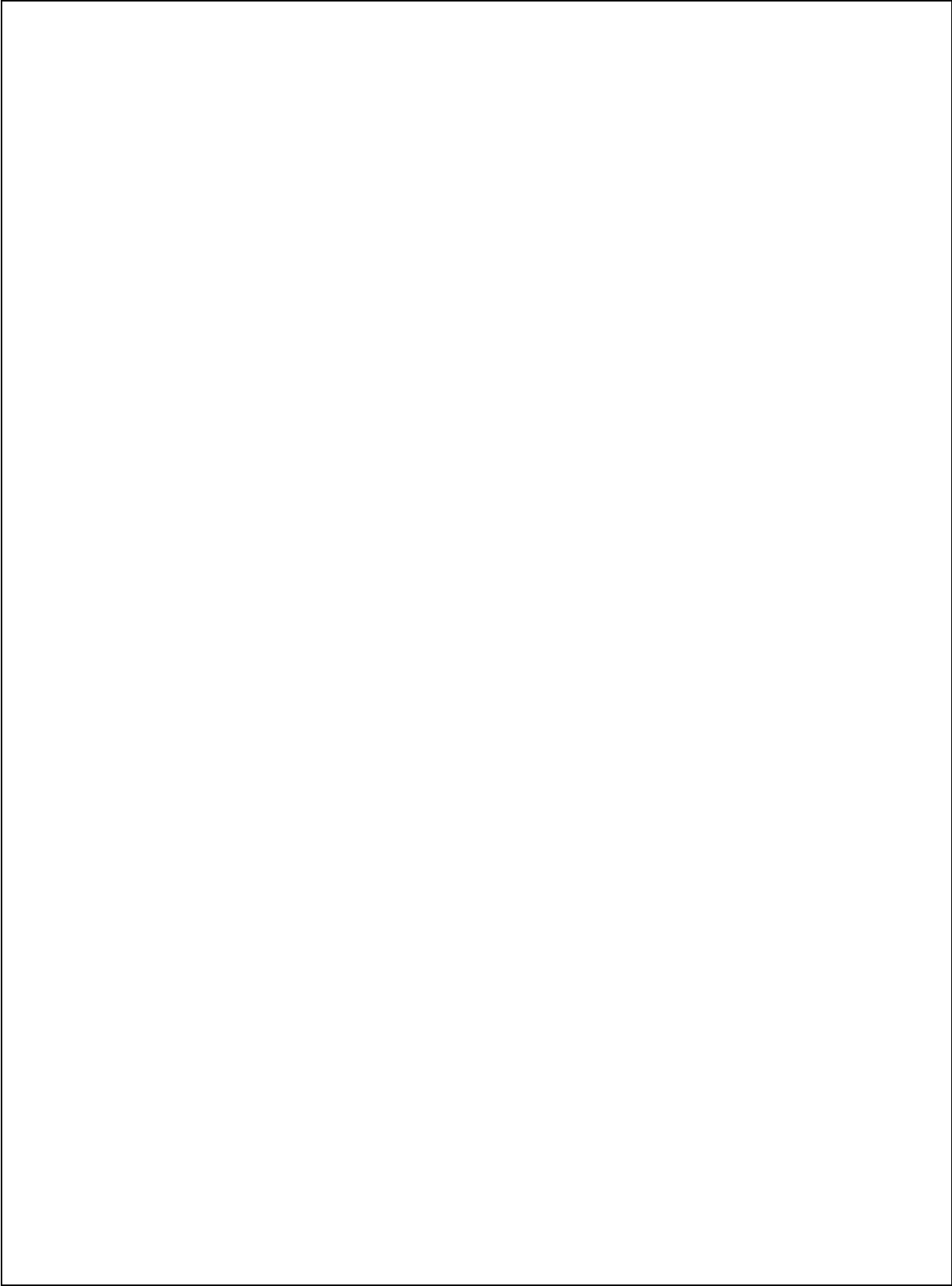
店舗レイアウト図等（平面図）（クリーニング取次店）



店舗イメージ図（物品販売（コンビニエンスストア））



店舗イメージ図（クリーニング取次店）



業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊高知駐屯地における物品販売（コンビニエンスストア）の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務及び応募時に提出した企画提案書等に記載した業務内容を適正に履行できることを誓います。

〒
本社（店）所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

フリガナ
担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊高知駐屯地におけるクリーニング取次店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務及び応募時に提出した企画提案書等に記載した業務内容を適正に履行できることを誓います。

〒
本社（店）所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
フリガナ
担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第10により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
中国国防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

役 員 名 簿

[illegible]

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
中国国防衛局長 殿
(高知駐屯地業務隊長経由)

申請者 住 所
氏 名

印

国有財産（防衛省行政財産）（新規）一時使用申請書
継続

- 1 使用しようとする財産の所在地及び口座名
 - (1) 所在地 高知県香南市香我美町上分3390番地
 - (2) 口座名 陸上自衛隊高知駐屯地
- 2 使用しようとする物件の明細

区分	財産 番号	種目	構造	細分	数量	備考
土地						
建物						

- 3 使用しようとする理由
- 4 用途又は利用計画
 - (1) 用途 建物：
土地：
 - (2) 利用計画
別添「利用計画図」のとおり。
- 5 使用期間
- 6 使用料
- 7 使用条件
- 8 図面
案内図、利用計画図、平面図、求積図
- 9 その他参考事項
担当者：
TEL
FAX

仕 様 書

(高知駐屯地における物品販売(コンビニエンスストア)・クリーニング取次店の募集)

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

仕様書（その1）

1 業務件名

陸上自衛隊高知駐屯地における委託売店（物品販売（コンビニエンスストア）及びクリーニング取次店）の設置及び経営

2 業務内容

委託売店（物品販売（コンビニエンスストア）及びクリーニング取次店）の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊高知駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、委託売店（物品販売（コンビニエンスストア）及びクリーニング取次店）の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、別紙に示す当該駐屯地等を所管する中国四国防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - ウ 丙が自己都合により業務を解除するとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前号により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、次の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 仕様書（その1）及び仕様書（その2）の全記載事項を遵守できること。
- (5) 応募時に提出した企画提案書等の業務内容を遵守できること。
- (6) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また暴力団と関係しないこと。

6 国有財産使用料

丙は、乙に理髪店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用許可する時点で決定する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入することとし、期日までの納入がなかった場合には、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 使用許可期間（店舗等設置期間）

令和9年4月1日から令和14年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和19年3月31日まで国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合もあり得る。

※ 委託売店（物品販売（コンビニエンスストア）及びクリーニング取次店）の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は丙の負担とする。

また、電気及び水道等のメーター類の交換についても同様とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任においてコンビニエンスストア、クリーニング取次店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適切な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の現状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等の結成又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととする。また、甲及び乙に対して報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び業務隊長が指定する担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする時は6か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。
- (3) 自己都合による契約解除の場合には、解除期日までに丙の負担により原状回復を行うものとする。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないものとする。ただし、丙は、各種商品の仕入価格、光熱水料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品及びサービスの価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、使用することを認められた国有財産の施設に、甲等の了解を得て事業に必要な備品等を持ち込み備え付けることができる。
ただし、当該施設の現状を変更する工事を実施しようとする場合、あるいは火気の取扱いに関する装置又は電気使用料若しくは水道使用料に影響を及ぼす装置を設置し、又は変更しようとする場合、電気配線工事等並びに移設・撤去には、復旧条件を明記した文書により申請し、あらかじめ甲等の文書による承認を得るものとする。
- (5) 丙は、使用することを認められた国有財産の一部を第三者に転貸し、第三者と共で使用してはならない。
- (6) 丙は、設置した機器類の転倒防止（地震対策）のために必要な措置を講ずること。
- (7) 委託売店（物品販売（コンビニエンスストア）及びクリーニング取次店）の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (8) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (9) 丙は、本業務に要する光熱水料の他、許可物件の維持保存のため通常必要とする修繕費、消耗品等の経費を負担するものとする。
- (10) 丙は、使用することを認められた国有財産等を滅失し、又は破損した場合には、その旨を甲等に報告するとともに、その滅失又は破損が丙の責めに帰するときは速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (11) 丙は、甲又は乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材等に損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (12) 丙は、販売商品及びサービスの選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (13) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。また、営業に要する許可等については、同業他社との競合がないよう関係法令に基づき取得のうえ、業務を実施すること。
- (14) 丙は、商品又はサービスの瑕疵（かし）等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (15) 丙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理及び火災予防について一切の責任を負うものとする。
- (16) 丙は、空調設備の運転、温度調節等は国の基準に従うものとする。

- (17) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (18) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類(履歴書(写))など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (19) 丙は、販売商品又はサービスに重大なトラブル(異物混入、リコール等)が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示(営業停止を含む)に従わなければならない。
- (20) 丙は、社会通念上の違反行為、又は駐屯地等に対する業務妨害等を行った場合、当該業務に関する許可を取消す場合がある。
- (21) 丙は、仕様書(その1)及び仕様書(その2)に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない(国有財産使用許可の更新をしない)場合がある。
- (22) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合(提出期限を守らなかった場合及び催促後も提出に応じない場合を含む。)は、次回以降、業務に従事できない(国有財産使用許可の更新をしない)場合がある。
- (23) 委託売店(物品販売(コンビニエンスストア)及びクリーニング取次店)の設置に当たり、南海トラフ巨大地震その他大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (24) 緊急時の連絡手段確保のため、責任者等対応のできる者等の連絡先を提出するものとする。
- (25) 契約期間満了又は契約解除等により営業を終了する場合、丙は直ちに自己の負担で使用することを認められた国有財産を原状回復し返還しなければならない。
ただし、継続更新した場合はこの限りではない。また、この場合丙は甲等に対し、一切の補償を請求することはできない。
- (26) 丙は、隊員の福利厚生に寄与するため、利用の促進について検討する以下の会同等に積極的に参加するとともに、必要となる資料の作成及び提出をするものとする。
ア 委託売店店主会
イ 売上分析検討会
ウ 委託売店会
- (27) 丙は、委託売店業者同士の友好的な意思の疎通を積極的に図り、甲が管理する厚生センター、委託売店等の健全な運営に協力するものとする。特に、紛糾の元になりかねない販売品目の重複については、常に業者間の連携を密にし、トラブルを未然に防ぐこと。
- (28) 丙は、自身の業務において発生したゴミ等については、丙の責任で処分するものとし、丙が駐屯地ゴミ捨場の使用を禁止するものとする。
- (29) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

店舗等の仕様の細部は、物品販売（コンビニエンスストア）については仕様書（その2-1）、クリーニング取次店については仕様書（その2-2）のとおり。

19 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は丙の負担によるものとする。

20 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

仕様書（その２－１）

- 1 募集業種
物品販売（コンビニエンスストア）
- 2 設置場所
厚生センター１階
- 3 国有財産使用許可面積
96.12㎡（イートインコーナーは含まない。）
- 4 国有財産使用料（令和７年度参考）
日額 約18円／㎡（消費税込）
- 5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、年末年始（12月29日～1月3日）を除く間の任意と企画提案書に基づくものとする。
 - (2) 営業時間
ア 平日
午前7時から午後9時の間の任意とし、企画提案書に基づくものとする。
イ 休日（土日祝日、その他の休養日）
午前7時から午後9時の間の任意とし、企画提案書に基づくものとする。
 - (3) その他
企画提案書に記載された営業時間及び販売品目等は必ず実行していただきますので、実行可能な営業時間等を記載してください。
なお、隊員不在等により売上が見込まれない等の理由で時間短縮営業を予定している場合には、その旨を詳細に記載してください。（「状況により時間変更する」といった曖昧な表現は禁止します。）
- 7 販売品目及びサービス
飲食物品、酒類（下記第１項参照）、生活日用品、文具・事務用品、新聞・雑誌・書籍、宅配取次等一般的なコンビニエンスストアでの取扱商品及びATM、コピー、FAX、公共料金支払等一般的なコンビニエンスストア取扱サービスとする。
 - (1) アルコール類の販売については販売規制があります。（販売要領は業者説明会時に配布します。）
 - (2) タバコ、切手類、生鮮食品、迷彩柄又はOD色のTシャツ等のウェア、手袋、靴下等の生活日用品及びジャージ、スポーツ用シャツ等のスポーツウェア、サングラス、スポーツシューズ等の運動用品、演習用品・ミリタリー系商品を取扱うブランドの商品は除くものとする。

- (3) 飲食料品に自衛隊関連飲食料品（お土産等）及びミリタリー系飲食料品は含むものとする。
- (4) 自衛隊の演習、作業等に使用しない娯楽・観賞用の自衛隊関連商品の取扱いは含むものとする。

8 その他の営業条件

- (1) 緊急時等、特に大規模災害発生時における災害派遣に伴う対応については、協議のうえ協定することとし、詳細は別途指示する。

【概要】

当該状況において販売の要望がある場合で、災害等の状況のため販売員を勤務させることが出来ない場合を想定し、丙に代わって担当職員が臨時に店舗を開け、商品販売を実施することについて、協議の上対応要領を定めて備えるもの。

- (2) 国の事業又は緊急時は国が土地を使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。

- (3) ニーズに合った商品、料金、サービスを提供するように努めること。
- (4) 土産物については、県内の商品を基調に展開すること。
- (5) フライヤー等店舗内調理の際は、火気に十分注意し、消火器の設置等防火管理に及び食中毒の防止に努めること。
なお、当該調理を行う場合は、菌検索結果等の食品衛生上の書類を提出すること。
- (6) 一般的なコンビニエンスストアに設置されているマルチメディアステーションを設置する場合は、個人情報保護及び情報セキュリティに万全を期すこと。
- (7) 原則として、使用する機器等はオール電化対応機器とする。
- (8) 企画提案書に記載された営業時間や販売品目等が遵守されていない場合には、次回公募までの期間内に、再度公募を実施し業者選考を行う場合がありますことをご承知おき下さい。

9 協定書

- (1) 業者決定後に甲と丙の間で、協定書を締結する。
- (2) 細部は別途指示する。

仕様書（その２－２）

- 1 募集業種
クリーニング取次店
- 2 設置場所
厚生センター１階
- 3 国有財産使用許可面積
14.5㎡
- 4 国有財産使用料（令和７年度参考）
日額 約18円／㎡（消費税込）
- 5 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、年末年始（12月29日～1月3日）を除く間の任意とし、企画提案書に基づくものとする。
 - (2) 営業時間
 - ア 平日
午前7時から午後9時の間の任意とし、企画提案書に基づくものとする。
 - イ 休日（土日祝日、その他の休養日）
午前7時から午後9時の間の任意とし、企画提案書に基づくものとする。
 - (3) その他
企画提案書に記載された営業時間及び販売品目等は必ず実行していただきますので、実行可能な営業時間等を記載してください。
なお、隊員不在等により売上が見込まれない等の理由で時間短縮営業を予定している場合には、その旨を詳細に記載してください。（「状況により時間変更する」といった曖昧な表現は禁止します。）
- 7 販売品目及びサービス
クリーニング取次
- 8 その他の営業条件
 - (1) 国の事業又は緊急時は国が土地を使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。
 - (2) 隊員等の利用者のニーズに合った商品、料金、サービスを提供するように努めること。

- (3) 原則として、使用する機器等はオール電化対応機器とする。
- (4) 企画提案書に記載された営業時間、販売品目等が遵守されていない場合には次回公募までの期間内に、再度公募を実施し業者選考を行うものとする。

9 協定書

- (1) 業者決定後に甲と丙の間で、協定書を締結する。
- (2) 細部は別途指示する。